

よくある質問 (Q&A)

質問

通学区域の学校を希望する場合、希望調査票の提出は必要ですか。

回答

希望調査票は対象の方みなさんに提出をお願いしています。通学区域校への入学を希望する場合は、「1 通学区域の学校への就学を希望する」に○をつけてご提出ください。(※通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校に入学できます。)

10ページ参照

国立・私立の学校を受験予定、もしくは支援学校就学を予定していますが、希望調査票の提出は必要ですか。

希望調査票は対象者の方みなさんに提出をお願いしています。国立・私立の学校または支援学校への入学を希望する方は、大阪市立の小・中学校に就学することとなった場合に就学を希望する学校名を記入して希望調査票を提出してください。

10ページ参照

学校選択制を利用して小学校に就学した場合、自動的に就学している小学校区の中学校に進学することができますか。

学校選択制により通学区域外の小学校に就学した場合、その小学校区の中学校へ必ず入学できる訳ではありません。通学区域外の中学校へ就学を希望する場合は、中学校進学の際に、改めて学校選択制により希望することになります。

5ページ参照

第2希望を記入する必要はありますか。

第2希望の学校がない場合は、記入しなくても構いません。第2希望校の記入があり、第2希望の学校に当選した場合は、第2希望校への入学が決定し、それを辞退することができません。(第1希望校の補欠登録はできません。)

10ページ参照

私立(国立)小学校・中学校へ進学予定の場合、なにか手続きが必要ですか。

国立・私立小・中学校に合格し入学が決定した方、もしくは現在国立・私立小学校へ通っており、引き続き国立・私立中学校へ進学予定の方は、①学校選択制希望調査票をご提出いただき、②就学通知書、③入学先の小・中学校から発行される入学許可証をご持参のうえ、西淀川区役所住民登録担当(1階4番窓口)へお手続きにおこしください。

5ページ参照

質問

希望校の変更はできますか。

回答

希望変更受付期間内(R8年11月13日(金)～11月19日(木))に限り1度だけ変更できますが、希望変更申請書提出後や変更受付期間以外では希望校を変更することはできません。

3ページ参照

希望調査票を提出しなかった(提出期限を過ぎてしまった)場合はどうなりますか。

提出期限までに希望調査票の提出がなかった場合は、通学区域の学校を選択したものとみなします。

3ページ参照

希望変更受付期間終了後に西淀川区外から引越してきた場合も学校選択できますか。

希望変更受付期間終了後に転入された方は、抽選後に受け入れ可能な学校から選択することができます。

入学前に引越を予定していますが、学校選択はどうなりますか。

引越する時期や引越先により取り扱いが異なりますので、西淀川区役所 窓口サービス課(住民情報)1階4番窓口(TEL:06-6478-9963)にご相談ください。

就学時健康診断はどの学校で受検してもいいですか。

就学時健康診断については、9月下旬以降、「就学時健康診断お知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場で受検してください。学校選択制で、通学区域以外の学校を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場で受検し、受検後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学が決定しましたら、就学先の小学校へご提出ください。

問合せ先 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
TEL:06-6208-9141

学校選択制の制度説明会はありますか。

説明会としての開催はありません。制度についてのご質問・ご相談については、随時、西淀川区役所窓口サービス課(住民情報)までご相談ください。(TEL:06-6478-9963)